

議会運営委員会会議録

(閉会中 令和3年7月2日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 令和3年7月2日

招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委員 長	岩 永 政 則	副 委 員 長	浦 川 圭 一
委 員	金 子 恵	委 員	堤 理 志
委 員	河 野 龍 二	委 員	吉 岡 清 彦

欠席委員

な し

出席委員外議員

議 長	山 口 憲一郎	副 議 長	西 岡 克 之
-----	---------	-------	---------

職務のため出席した者

議会事務局長	富 永 正 彦	議事課長	青 田 浩 二
係 長	江 口 美和子		

本日の委員会に付した案件

- (1) 長与町議会の運営に関する基準の見直しについて
- (2) 町長の諮問機関の委員選任について
報酬を受ける団体等の役職辞退について

開 会 9時29分

閉 会 12時05分

○委員長（岩永政則委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開催します。本日の議題は示しておりましたように、長与町議会の運営に関する基準につきまして1つ。それから、町長諮問機関の委員の収入及び報酬を受ける団体等の役職についてということで、2点を用意いたしておりますので、どうぞよろしく御審議のほどお願いを申し上げたいと思います。

それではまず初めに、1番目の長与町議会の運営に関する基準の見直しについてを議題といたします。事務局長をして説明をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

おはようございます。お手元に黄色のマーカーが目立つ文書があると思います。右肩を見ていただきますと、令和3年7月2日、令和2年9月1日、同じく7月17日と書いているものが3つあると思います。下2つ、7月17日と9月1日の全員協議会って書いてある資料につきましては、今年のこの日に、全員協議会に配布をして、この状態で校正をかけるということで全協の了承までとれている分でございます。皆さん確認のために差し上げたところでございます。御承知のとおり、皆さんには任期の初めに青の紙ファイルをお配りして、申し合わせと基準を昨年3月17日で施行するというところで差し上げておりました。そして、皆さんが今持っている仮の基準に対して7月17日の校正がかかって、9月1日の全協で一部変えるということで、ここまでは終了しているということで認識いただければと思います。今回、これに追加して、本日付けの7月2日議会運営委員会というものを差し上げております。一番上の段落、6行あるところですが、こちらにつきましては皆さん御承知だと思いますが、現在の頭に（仮）がつきます長与町議会の運営に関する基準については、長与町議会運営に関する申し合わせのその他の事項の8「この申し合わせに定めるもののほか、議会運営に関する取り扱いは「（仮）長与町議会の運営に関する基準」によるものとする」という規定を根拠に、現在機能している状況でございます。この仮基準について、3月定例会での委員会条例で常任委員会の名称変更等がっており、その改正分はもちろん入れますけれども、それに下記校正を加えたあと申し合わせを廃止して、（仮）を外して、基準を独立させる手続きを考えております。昨年の7月の段階で皆さんにお知らせをして9月ぐらいでできるかなと考えていたんですが、御承知のとおり予算決算の話でこっちの方に着手ができておりませんでしたので、これをさせていただきたいと考えております。

そこから下に行きますけれども、大体見ていただければ分かるように作ったつもりです。まず1つ目の丸、会規4というところですが、矢印で「文言整理」って書かせていただいております。3で、「議席は」で始まって一番最後の「協議して定める」というところを「協議して決める」に文言整理させていただきたいという御提案です。それと会規39でございますが、矢印で「議会提出議案は会規128で明文化をして文言

整理」と書かせていただいています。黄色で「及び議会提出議案」というものを消して、その後ろの方を省略して「即決」を加えるということで考えておりますが、その下に「現行では議会提出議案の省略が通例のような解釈を与える」と、現行の分では「及び議会提出議案については、会議に諮り、委員会付託を省略する例である。」となっておりますので、これだと簡単に議会提出議案が省略されるような文章になっているということで、誤解を与えないように、ここについては町提出議案に限定して「即決」を加えたいという御提案です。その次の矢印になりますが「議会提出議案は、全協で協議調整し了承を得たものについて省略している」、これは今現在の現状でございますので、会規128が全員協議会ですけども、そこで全員協議会の効果として新たに規定をしたい、移設をしたいと考えております。次の会規69は本則の引用ということで「会規17」と簡単に書いていたんですけども、ここは、本則の場合は「会議規則第何条第何項」で表示をして、明確にしたいということで書き換えたものです。そして次、星印に行きますけども、会規39-6と会規69-1における網かけの部分、黄色の下に波線のところがあると思いますけども、39-6では「人事案件、工事請負契約等、議会の修正権が及ばない議案（長の執行の前提としての議決）」、そして69-1では「本会議でも修正権のないものイコール長が事務執行の前提として議会の議決を要するもの（人事の同意案件等）」ということで、基本的には議会の修正権が及ばない議案というものをどちらも謳っているんですが、文言が違ってもおりましたので、上に赤で書いておりますように「人事案件、契約議決事件等、議会の修正権が及ばない議案（長が事務執行の前提として議会の議決を要するもの）」に揃えたいということでございます。次の会規77も本則からの引用で、正式に「会議規則第77条の規定」というふうに入れたいと考えています。そして次の会規89ですけども、現行では「十分な審議をした上で妥当（当該町村の公益に関する事件であること）」となっているんですが、まず、この公益に関する事件というものを詳しく表現したいということで、「妥当」を消して、「審議をした上で本町の公益に関する事件」を表に出して、そして括弧書きで「（本町が直接かつ具体的な利害関係を有する事柄）」と。この引用元は下に矢印で引っ張っていますが、「公益に関する事件」ということで、地方議会運営事典の方から下線部分を入れた方が分かりやすく、より詳しく表現できるのではないかとこの御提案です。そして裏に行きまして、会規93、こちらも本則の引用ということで御理解ください。文の最後、「発言を許すか否かは委員会で決める」という文言があるんですが、ほかの条項のところでも「発言の許否は委員会で決定する」というものがございましたので、そちらで揃えたいという文言整理でございます。そして、次の会規95も同じで、本則の引用と請願の記載事項って規定されているのは、本則の表題が「請願の記載事項等」となっておりますので「等」を追加したいということでございます。会規98は閉会中の副議長の辞職許可で「次の議会の議長報告で行う」となっていたんですけども、何を行うのか分からないので「報告する」というふうに変更したいということで。会規

99も基準上の引用で、分かりやすいように「会議規則」という本則とは別の表現をするということで「会規98-2から98-4」という書き換えになります。そして会規127ですけれども、これ誤植です。「正副議長を除き」と書いてあるんですが、これは「議長を除き」が正しい形です。それと会期中の欠席の扱いを明示ということで、後段部分で「会議録署名議員が会期を通して欠席したときは次を追加して指名する」というふうに「会期を通して」を追加したいと考えています。これが会期を通してでない、例えば現行は、議会の初日の冒頭に会議録署名議員を2人指名しているのは御承知だと思いますけれども、基本的には予定で動いていくんですね。例えば、今回は1番と2番の人が会議録署名議員、当然、出席する前提で動いていますから、初日に1番と2番という指名をします。例えば、1番の人が2日目に休んだ、あとは来た、とかいう場合にも、基本的には会期を通してですから1番の署名議員は変わらない。しかし、予定して最初に1番、2番で指名します。そのときに、仮に1番の人が欠席したと。それでも1番、2番で指定はします。この人が、会期がどこまであるか分かりませんが、会期を通して全部休んだときに、この人はもう会議録署名議員にはさせられんということで3番を指名するという形で、会期を通して休んだときに次を指名するというのを明文化しとかなないと、単純に欠席した場合でいくと、1日目に休んだから3番に変えるとか、2日目に休んだから3番を指名するというにはしない方が良くということでの追加でございます。その下、矢印で地方自治法123条第2項で議長と2人以上の議員、会議規則で会議録署名議員は2人ということで、議長と2人ということを書いております。次に、会規128（全員協議会）のところですけども、これは一番最初に御説明した会規39、128で明文化ということで、議会提出議案の委員会付託省略等については全協了承時に限定をします。これは今までもこういう形でやってきたと。皆さん何期もされていますから分かると思いますけれども、現行でも全協で協議調整済みの議会提出議案について、委員会付託を省略するとか質疑討論を省略するというのを全協で決められてきたと思います。それをそのまま明文化をすることで「全員協議会で協議又は調整済みの議会提出議案は、会議に諮り、会議規則第39条に規定する提出者の説明、質疑、委員会付託及び会議規則第44条に規定する討論を省略することができる」ということで追加をさせていただいています。それと次の委条8ですけれども、現行の委条8は「副議長は委員長にならない」だけで終わっていたんですが、よく考えると、これまでも特別委員会の委員長等を副議長がしていたということがございますので「常任委員会の委員長にはならない」ということで、追加して明文化したいと考えています。次の委条13は引用の関係。委条19も一緒です。最後の委条28のところですけども、これは誤植です。一番最初の「議会は委員会に」は「会議は委員会」という読み替えです。それと19条以降のところですけども、まず大きくは「2人以上から」を除くということで、ここは異議の申し立てのところになるんですけども、いろいろ勉強しますと「異議あり」って言うところについては、基本的には議会の決定、もしくは議長の決定、議会と

しての最終決定のところ異議が申し立てられるというニュアンスになっておりまして、恐らく委員会の中で「異議あり」という発言は多分皆さんされたことはないと思うんですね。現実的には議事進行上「こうした方が良くない」とか言うことはあると思うんですけども。本によりますと、会議規則の適用については「ただし書を除く」という表現でされている本がございましたので、この「ただし書を除く」というところが、まず大きくは19条、37条。そして39条と50条を赤文字で書いていますけども、これは今現在入っていないんですが、現行の議案の説明と質疑、39条になりますけども、この部分については委員会でも皆さん、最初に説明をしてもらって、そして質疑に入って討論、表決という流れで動かれていると思いますが、委員会条例等の中にも当然こういうふうにするという書き方がなくて、会議規則で初めて39条で議案の説明と質疑をするという文言が出てきます。ですから、委員会もこれに準じて説明と質疑をやっているんだということに位置付けて、「委員会付託に関する部分と2項、3項を除く」と書いていますけども、39条、議員必携お持ちであれば、青本でもいいですけど、会議規則の39条を見ていただければ、前段に、提出者の説明を聞き、質疑のあと付託するという流れになりますけども、この付託の部分を除くと。委員会ですから。ですから、説明と質疑までを会議規則39条に準じて委員会を行うということで挙げております。それと次の50条も同じですけども、発言の許可ですが、発言は全て議長の許可を得たあとということになっておりますけども、50条では登壇してしなければならないとなっておりますので、委員会では、発言は委員長許可を得たあと登壇はありませんので、登壇に関する部分を除くということで、「委員長許可のあとに発言をしなければならない」というところは、50条の会議規則を適用するということで追加をしております。それと56条の発言時間の制限のところですけども、委員会については委員長が時間制限という形をすることは適当ではないというのがございまして、あくまでもこれは本会議、例えば一般質問ですね、今、一般質問60分ということで制限をかけておりますけども、これがいわゆる56条の制限で効果を発揮しているんですが、委員会においては、自由な議論をするために適当ではないということでございましたので、敢えて56条は外したいという提案です。そして59条、64条は「2項、3項を除く」ということと、64条の「議会」を「委員会」に読み替え、これは64条で「議会」という文言が出てきまして「委員会」に読み替えないとちょうどはまらないということで追加しています。8章の表決ですけども、会議規則で見ていただければと思いますが、81条第2項と、赤で書いています87条のただし書、88条2項のただし書を除いて、委員会に適用するということで校正をかけたいということで考えております。説明は以上になります。

○委員長（岩永政則委員）

一括説明が終わりましたが、何か今のところで全体的に質問がありませんか。なければ個々にいくわけですけども、質問はないですね。それでは上の会規4から順次協

議をしていきたいと思います。前期の2年間の最初にこの会議規則、全協でもお示しして現在の会議規則になったわけですが、かなりの時間をとって全体的な基準の見直し、新設でございましたので、かなり時間をとって順次決定をしてきたところなんです。そういうことで今度は改正なんですけれども、今初めて説明を受け、見ていただいておりますわけなんですけれども、会議規則を見たり、委員会条例を見たり、あるいは基準を見ていきますと、改正の趣旨は十分理解できると思うわけでございますので、今から順次、会規4からいきたいと思います。それじゃまず会規4、文言の整理で、2行目にあります当該議員が協議して「定める」を「決める」という表現に改正したいという趣旨です。何か御意見ございません。ほかないですか。「決定する」という表現はどうかとも思うんですが、「決める」という規定はあまり聞いたことないですけど。どうでしょうか。暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

1点目の会規4につきましては、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

はい。それでは決定をされました。

次に、会規39につきまして、何か御意見ございませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この「即決」という言葉が、どうも省略語みたいな感じがするんですよ。例えば下に、わざわざ「会規17」というものを「会議規則第17条」、正式なきちんとした名称に次の分では書き換えておるわけですよ。でも「即決」というのが「議会運営委員会」を「議運」と言うのと同じようなもので、「即決」という書き方がこういう文書に残すときにどうなのかなと。「即座に決定」するとか。私は「決する」だけで良いんじゃないのかなと思っておるんですが、いかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

事務局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

ここは、「即決」を入れなくても良いのかなと考えたんですけど、委員会付託を省略すればもう即決しか道は無いんですね。ですから「省略する」でも良いかなと思ったんですけども、議場の実態と言いますか、流れから言うと「省略して即決」と。即決という言葉は、議員の方は十分理解できる話かなということで、現行に合わせて「省略する例である」でも構わないとは思いますが。ただ、分かりやすいかなと。「即決」という言葉が入っていれば。ということで記載をさせていただいたところです。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

あまりこだわらなつてもないんですけども、省略して「決する」という意味では駄目なのかなと思ったりもしたものですから。「即決」というのは、やっぱり「即座に決める」というような正しい言葉があつて、それを簡略化して「即決」という言い方にしているのかなという気がしたものですから、そうであれば、こういう条文に残すときに「即決」という書き方がどうなのかなとちょっと思って意見を言わせていただきました。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

会規39の改正案、「して即決」という字句については挿入しないということで、従来どおりということで決定したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

そのように決定をされました。

それでは次に、会規69につきまして何か御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは原案のとおり可決をしました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

次に、会規77につきまして何か御意見ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

会規77につきましては、提案どおり決定いたします。

次に、会規89、請願書の記載事項等につきまして、何か御意見ございませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

ここは請願の採択の判断と言いますか、そういうところを記述してあるんですけども、請願者の意向だとか、また議員の判断っていうのが非常に分かれるところではあると思うんですよ。ここで具体的に、赤の括弧書きで「（本町に直接かつ具体的な利害関係を有する事柄）」となると、これも非常に分かれるところではあると思うんで、やっぱりここはそういうのを入れずに、請願はどなたでも出せる権利があるわけですから、具体的にこの「本町に限ってこういうふうな利害関係があるから採択し」というところを敢

えて入れる必要性はないのかなっていう気もするんで、原文のままでもいいのかなと思います。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに。ほかの方、意見ございませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

原文のままだと、黄色のところ「十分な審議をした上で妥当（当該町村の公益に関する事件）とされれば」となっているんですね。それをどう判断するかは審査する議員の判断で良いと思うんで、ここに敢えて「本町」と入れることで、そこはもう議員の判断の分かれるところだと思うんで、敢えて入れる必要性もないかなと思います。

○委員長（岩永政則委員）

ほかの委員の方、意見ございませんか。改正をしないという意見が出ておりますけども、そのままいきますか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

事務局としては「本町」というのを限定した何か特別なあれがあって、ちょっとそのところの説明があったらよろしくお願いします。

○委員長（岩永政則委員）

事務局長。

○議会議務局長（富永正彦君）

下に矢印で示しておりますけども、地方議会運営事典で「公益に関する事件」というものを調べますと、下に書いていますようになっているわけです。そして、線を引いていますが「当該地方公共団体が直接かつ具体的な利害関係を有する事柄」であれば提出できるというふうに書いておりますので、ここで言う当該地方公共団体は本町ですから、「本町の公益」で全然おかしくない。あと、ほかの関係のいろんな文献を見ても、基本的には、本町にどれだけの直接的な関係があるかっていうところが一番大事なところと書いておりますので、ここは明文化した方が議員の皆さんも分かりやすいということで、入れた方が良いでしょうという判断でございます。

○委員長（岩永政則委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

原案のとおりでも良いんじゃないかっていう気もしますが、はっきり分かりやすく、今、事務局が説明した、この分でも良いんじゃないかという気もいたします、私は。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

私がこだわるのは、こういう規定があると請願を出す機会を奪う行為になりはしないかということなんです。請願権というのは憲法に保障された、誰でもが、いつでもどこでも自由に、公共団体と言いますか、そういう所にこういう問題をこうして欲しいという請願を出す権利があって、ここに具体的に「こういうことでなければいけない」というふうな具体的な中身が書かれることで請願を提出する機会、元々そういう請願は、議会で本町に利害関係がないというふうな形で削られれば、もう出せる機会を奪うわけです。だから、もうそれは審査する段階で判断することであって、事前にこういう形になると請願を提出する機会を奪うんじゃないかということで、私は敢えて現行のままでもいいんじゃないかなと。具体的になればなるほど、そういう機会が奪われるんじゃないかなと思います。私は原文のままにしていればと思います。原文でも何ら私は、そういう意味合いを含めているという意味では、ただ具体的にはなっていないところだけで提出する十分な機会になるんじゃないかなと思います。原文のまま。議会運営事典も参考にする中身だと思いますけども、会議規則にはそこまで具体的に書いてないわけですね、会議規則89条には、敢えて記載事項等という形で、中身を漠然と、住所、氏名を書いて、趣旨を書いてというふうな形になってます。そこまで我々の基準の中で具体的に必要性はないかなと思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ここに事務局案のように具体的に書きますと、やはり懸念されるのは請願権を制約してしまうことになるんじゃないかという点ですね。例えば、現状では問題ないとしても、近い将来、本町に対して利害関係が出てくるとか、何が具体的で、何が抽象的かというのも、非常に物事っていうのは曖昧のところもあるので、余りにも厳格にし過ぎることによって、将来的なことをどうするかというのもやっぱり議会として判断することなので、具体的なところはやっぱり議員の判断に委ねるっていう形にしとった方が良くないかなと思います。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

実際に出された時をシミュレーションしたときに「採択し」というのがあるんですが、議会に上がってきたときには採択されて上がってくるわけですね。それまでは例えばどちらかの委員会に付託されたとしても、議員は何も知らんわけですね、採択される前の出されたものを。だから、採択されたあとに中身を見て、次はもう議決のところまで行くんじゃないですか。「事務的な条件が備わっていれば採択せざるを得ない」と、この間も、受け付けか。受け付けは言われてましたよね。その段階で採択する、しないの決定ができるんですか、まず。それと議案に上がってきた以上は、逆に利害関係がある

か、ないか、こういったものを勘案して採決に入って議員が決めるっていう話じゃないんですか。私はそういうふうに理解をしておるので、特段、この「（本町が直接かつ具体的な利害関係を有する事柄）」じゃないと判断した方たちは反対するでしょうし。だから、それはもう採択後の話であって。だから私は以前のままで「妥当だとされれば」で良いんじゃないのかなというような気はしとるんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに御意見ありませんか。

事務局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

最初の河野委員の意見に対して御回答という形ですが、あくまでも、ここは審査をするときの基準と言いますか、審査の指針的なものを書いております。ですから請願権を抑制する、これはあくまでも出てきたあとの話ですから、出てくるのは幾らでも、全然制限はかけてないということで御理解をいただきたいと思います。それと堤委員からも出ましたけども、あくまでも基本的には、長与町議会は長与町のことを真っ先に考える義務と言いますか、当然のことですけども。請願そのものは町に関するものでないときませんから、町に対しての請願はですね。いわゆる意見書提出に限ってっていう話になりますけども、あくまでも、先程議会の事典の方から、公益に関する事件の説明をさせていただいておりますけども、やはり今までの議会運営等々の文献も含めてですけども、そういうところの中では、現実的に自分たちの公共団体がその意見書でどうあるのかと。堤委員が先程将来的な部分もと。ですから、将来的に直接関係すれば問題ないというふうな判断も逆にできますので、長与町にとってどうなのかというところを町議会議員は考えるべきだということで、敢えて明文化しとかなないと分からなくなるなということで、入れた方がよいという提案でございますので、御理解をいただきたいと思います。これが会規89の記載事項にあるということで、そういう誤解と言いますか、提出そのものへの制限になるということであれば、逆に請願の審査とか、会規94とかにあった方がよいのかもしれないなという気はいたします。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに発言がない委員の方いらっしゃいませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

議案として受け付けたのちに、この「利害関係を有する事柄」のところで、利害関係が無いじゃないかというような理由をもって採択しないということが、できるんですか。できるんですか。分かりました。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

事務局案の中で書かれてあることというのは、審査に当たっての着眼的なことを書かれてあるんですよ。こういう、審査はどういう目で見るべきかというのは、議員必携の中に請願についても記載がされてあると思うので、規則の中で議員がどういう立場で物事を見らんといかんとかいうことをやり出すと、今度は議案についてもっていうことで、どんどん膨らんでいってしまうので、運営に関する規則というのは、あまりそういったところまで立ち入らない方が良いんじゃないかなと思うんですよ。もう、議員必携に十分書いてあると思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

先程、浦川副委員長が質問をされて事務局が答弁したような、しないような感じだったもんだから、正式に「できるんですか」、委員長が「事務局どうですか」というやり取りをして、返事をしていただいた方が僕は良いかなと思いますけど、どうでしょうか。ただ言葉で聞いて、何か自由な中で結果に終わったような気がしますので良かったら事務局なら事務局に正式にお尋ねしてから、事務局の見解をちゃんとマイクに入れていただければと思いますけど。それが記録に残ると思いますので。それでどうですか。

○委員長（岩永政則委員）

今の吉岡委員の発言は、浦川委員にもう1回発言していただいて、そして事務局長が答弁するということを整理しとった方が良いんじゃないですかという意味ですかね。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

先程申し上げたことをあまり覚えてないんですが、要はここで、こういうものについては採択するというような書き方になっておるんですが、実際、議員が目にするときには、もう議案として上がってきたものを、恐らくもう採択されたものを目にするということになると思うんですよ。だから、採択したあとについては、例えば委員会に付託されればそれぞれの委員会で審査をして、採決に至るのかなというふうに感じておるものですから。だから、ここに「利害関係を有する」赤字で書いてあるこういう事柄というものも、当然その委員会の中で議論がされるものなんじゃないのかなと思うわけですよ。だから、そこで該当するとか、該当しないとか、そういう議論のあとに、その後に採択されるか、されないかの判断というのは、もう議案自体が、先程の言葉では採択しないこともできるんだと。議案で1回上げられたものを採択しないこともできるんだと言えば廃案になるのか、恐らくそういうことになるんだろうと思うんですけども。通常であれば、もう採決して否決か、可決かの話じゃないのかなと私は思っていたものですからそういう質問をしたんですが、そういう手続きであれば、もう元のままで良いんじゃないかなということで、一番最初に質問させていただいたんです。

○委員長（岩永政則委員）

富永事務局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

まず、ここの文言のところですけども、先程御質問ありましたように、まず、請願者が請願書を出したら事務局サイドで議長が受理をして、そして委員会に付託をする。今、付託するという流れまでです。委員会の中でも、先程堤委員もちょっと言いましたが、こういう視点で審査をして、そして委員会として採択するか、採択しないかを定める。意見書の採択というのは、意見書が採択されるか、されないかが、いわゆる可決と否決です。採択されるか、不採択になるかということです。ですからここに書いてあることは、こういう妥当な内容であれば採択し、というのは、これは委員の皆さんにもかかっていますし、議員の皆さん、議長を除く15人についても、妥当だと考えれば採択に手を挙げる。ですから「採択し」という、ここは判断のところ。ですから、この議会の最終決定の採択ではなくて、議員皆さんは16人が16通りの考え方がありますから、皆さんがこういう考えで採択すべきか、採択すべきでないかというのを判断し、というところの「採択」というニュアンスで捉えていただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

ここで言う「採択」というのは、もう、出された議案について否決か、可決かという話ですか、そういうことで理解してよろしいんですか。そうであれば、やっぱり妥当とするか、しないかは各個人が考えることですので、当然その利害関係を有するか、有しないかも個人が考えて反対か、賛成かなんでしょうから、言葉的には元々の「妥当とされれば採択する」という方が良いんじゃないのかなという感じがしますけど。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに御意見ありませんかね。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

公益に関する事件ということで、だから本町の公益というところで「本町」って入れましたという御説明だったんですが、なかなか議員必携を見ても、ネットとかを見ても、公益に関する事件ということでその運営事典というのは私は調べていないので、その理由が正当なんだろうというふうになんて理解はするんですけども、本町の公益に関することってというのは、請願人にとっては、はっきり言って長与町民である以上は、請願権というのは国民であるということを考えれば、その方の考え方とかの中では、自分の中では公益に関する事柄かもしれないということ、そういうことをやっぱり様々考えたら、河野委員がおっしゃったことと浦川委員がおっしゃったことを足したような意見になるのかもしれないんですけども、受理した以上は委員が採択をする時点で判断をするっていうところで、「本町の」というのは要らないんじゃないかなと。別に「本町」

というのはやっぱり要らないんじゃないかなと思うんですよ。どうでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

先程の事務局の答弁のように、ここで言う「採択」が議員の賛否の意思表示のことを指しているのであれば「公益に関する事件であれば採択し」ということは賛成をしないというようなことが書いてあるわけですね、これは。これを元から書くべきじゃないんですよ、ここを全部。議員は公益な事件という判断をしてでも「内容が反対だ」って反対に回る人もおるかもしれないじゃないですか、内容によっては。だから公益に関する具体的な利害関係を有する事柄であっても、反対する可能性を残すわけですから、議員の賛否の意思表示にまで及ぶようなこういう書き方はよろしくないんじゃないかなと、今ちょっと気付いたんですが。どうでしょうか。「採択し」というものが議案に対する賛否を求めるものに直結しているのであれば、そういうことでちょっと感じたんですが。

○委員長（岩永政則委員）

今の浦川委員の考え方は、この現在の基準の6の括弧書きの「（当該町村の公益に関する事件であること）」という、そのものを書かなくてもいいんじゃないかという、そういうことに繋がる発言だろうというふうに思うんですけども。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

私もそこが非常に気になっていて、さっき前段39条で、原文のところで意見を言わせてもらって、既に1回確認しとるところだということ、会規89も原文を変えるのは難しいのかなと思っていたんですけども。言われるように「公益に関することであれば採択し」というふうに限定しているところは、やっぱり僕は問題だと思うんですよ。請願の中身っていうのは公益かどうか、いわゆる私益に関する部分も請願って出せるわけですよね。例えば、以前出てきたのが、あれは請願ではなかったかもしれませんが、ごみ処理場が建設される、これは公益か、それとも反対する住民からすると自分たちの問題だ。公益からすると、じゃあごみ処理場はというふうになるかもしれませんが。やっぱりその個人的な判断からすると、いや、自分たちの住んでいる生活圏でっていうふうな形になると、やっぱりそこは、こういう文言になると非常に誘導されると言いますか、本当に。だから、やっぱりここは、原文そのものがどうなのかなというふうになんかちょっと感じていたんで、私もそこは見直すべきではないかなと思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

89につきましては意見が分かれておりまして、採決を採っていいかなという感じを持っておったんですけども、大多数が改正しなくていいんじゃないかという意見も多かったと思ったんですけども。若干また、余裕をもって、審査を後日やるということも含めて、89につきましては、先延ばしにしたいと思います。

10時50分まで休憩をいたします。

(休憩 10時40分～10時50分)

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。

裏側の会規93について進めていきたいと思います。何かありませんか。問題ないですかね。いいですか。会議規則云々という表現を入れるということと、「に規定する」という字句を入れるということですね。いいですね。

(「異議なし」の声あり)

それでは93につきましては提案のとおり決定をされました。

次に会規95（陳情書の処理）。これも会議規則の文言を挿入するということです。ありませんか。決定していいですか。

(「異議なし」の声あり)

それでは95につきましても決定とさせていただきます。

次に98、文言の整理です。「議長報告で報告する」という、議長報告で「行う」ということを「報告する」ということですが、いいですか。

(「異議なし」の声あり)

それでは提案のとおり決定をされました。

次に99につきましても、「会規98—2から98—4」という字句を挿入して、「前条第2項から第4項」を削るということです。いいですか。

(「異議なし」の声あり)

それでは提案通り決定といたします。

次に会規127、会議録署名人の関係です。「正副」を除く。「会期を通して」を入れると。いいですね。

(「異議なし」の声あり)

これも提案どおり決定といたします。

次に会規128。128の1項に以下の文言を入れるということです。いいですか。

(「異議なし」の声あり)

それでは提案どおり決定されました。

委員会条例8条、委員長、副委員長のところの「委員長にならない」を「常任委員会の」という表現を挿入すると。いいですね。

(「異議なし」の声あり)

ここも提案どおり決定されました。

次に13、招集の件です。これも文言の整理です。「会議規則第9条に規定する」という文言を挿入するという事です。いいですか。

(「異議なし」の声あり)

13の招集の件につきましても、提案どおり決定をいたします。

次に19、出席説明の要求、「会規39—4」に訂正ということ。いいですね。

(「異議なし」の声あり)

19につきましても提案どおり決定されました。

次に28、誤植訂正ということで「議会」を「会議」です。ないですか。いいですね。

(「異議なし」の声あり)

そしたら、委員会条例の28につきましても提案どおり決定といたします。

それでは、長与町議会の運営に関する基準の改正等につきましては、会規89につきまして、次回の委員会で審査をするということで決定したいというふうに思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それではそのように取り扱いをさせていただきます。

以上で、第1点目の長与町議会の運営に関する基準につきましては終わります。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長(岩永政則委員)

休憩前に引き続き委員会を行います。

2点目につきまして、町長の諮問機関の委員及び報酬を受ける団体等の役職辞退についてを議題といたします。県内の状況等につきまして調査をいたしておりますので、課長をして説明をさせますので、よろしく願いいたします。

青田課長。

○議事課長兼監査事務局長(青田浩二君)

それでは、町長の諮問機関等の委員選出基準一覧というのを御覧いただきたいと思えます。前回の議会運営委員会で近隣の状況をということで、県内の各町の議会から諮問機関等の委員に選出している基準、あるいは申し合わせ、あと慣例等によって決まっている部分を一覧表にしたものになっております。まず、網かけをしていない諮問機関等名、選任等につきましては、町の諮問機関等になっております。色塗りをしている分につきましては、県内の団体とか、ほかの団体、社会福祉協議会とかそういった団体の分になります。1枚目の新上五島町につきましては委員等の就任への制限が無いということで、町諮問機関12、その他4つの機関に選出をしているということでした。1枚めくっていただいて、東彼杵町が町の諮問機関に3つ、その他が2となっております。こちらは先例により関連する委員会から選出をしているということで、例えば2つ目の東彼杵町民生委員推薦会委員には、総務厚生委員会からと産業建設文教委員会から1名ず

つということで、特に基準等はないということなんですけれども、慣例により選出をしているということでした。次に川棚町は、諮問機関は2つで、その他も2つ。こちらも委員等の就任への制限は特に無いということでした。波佐見町につきましては、諮問機関が4つで、その他が3つとなっております。こちらも東彼杵町と同様に、先例により委員会等の選任をされているということで、しかし、法的根拠等が無いものについてはお断りをしているということでした。時津町につきましては3つの諮問機関で、その他が5となっております。執行機関に属する各種委員については法律で定めるもの以外は就任しないということで、町の諮問機関は法律で定めるもの以外は就任しないということとなっております。佐々町ですけれども、こちらの方が3つの諮問機関とその他が2となっております。佐々町も、法的根拠が無い委員は選出しないということになっておりました。小値賀町は、諮問機関が監査委員の1と、県の後期高齢者の1となっております。委員は全員協議会で選任するというので、法的根拠があるものについては選出しているが、その他の審議員等についてはお断りをしているということでした。最後に長与町ですけれども、2段になっておまして、1段目は申し合わせによる選任ということで、こちらは1人1役で選任をしている委員等になります。諮問機関が監査委員の1と、その他が3、そして先例にある選任というのは、例えば一番上の長与町都市計画審議会委員等については所管から選任の依頼が来ますので、こちらは今まで議長がしていたので都市計画審議会の委員をお願いしますとか、あと民生委員推薦会につきましては、今まで議長と厚生に属する常任委員会の委員長をお願いしていたということで、先例によって選任しているということで分けて書いております。そちらの方、先例による選任ということで諮問機関が2つと、その他が3つとなっております。

次に報酬を受ける団体等、町内団体の会長等ということで自治会長とか、青少協とか、そういったものがあるかと思えますけれども、佐々町については申し合わせにより議員は町内会長の兼務はしない。あと、議員は町から補助金を受けている団体の長は自粛すると決められております。東彼杵町につきましては、申し合わせ等による制限は無いが慣例により自粛をされているそうです。小値賀町につきましては、申し合わせ等は無いが自治会長については慣例により自粛をしているそうですけれども、最近成り手不足ということで例外もあるということでした。時津町、波佐見町、川棚町、新上五島町、長与町については、特に申し合わせは無いということでした。

最後の縦書きの表になりますけれども、今、説明した表の人数、あと選出している委員等の一覧表になります。長与町が選出している委員等で、ほかの町村との比較をということで、例えば、監査委員は全町で1名ずつ選出をしております。都市計画審議会につきましては、東彼杵町と小値賀町が都市計画審議会そのものが無いということで空白となっております。民生委員推薦会委員につきましては、川棚町と佐々町と小値賀町では議会からの選出は無いということでした。今度、色掛けの部分の長与町の2段目。町社会福祉協議会が長与町、時津町、あと新上五島町で選任をされております。そして

戦没者慰霊奉賛会は長与町と波佐見町で選任されている。括弧書きで東彼杵町と川棚町、(2)と(1)と書いてありますけれども、こちらは議会からの選出ということではなく、個人的に請け負っているということで、下の合計数はこの括弧書きの分を除いております。こちらの方で、議会から選出されている議員については、もちろん議会事務局等で把握はされているんですけども、委員等への就任の制限が無いということで、議会で人数等の把握をしてない部分もあります。こちらの表はあくまで基準、申し合わせ等に載っている分での一覧になっておりますので御了承いただきたいと思います。

表の訂正をお願いしたいんですけども、4ページ目の下から4段目の民生委員のところで「産業厚生」って書いてあるんですけども、こちらを「産業文教」に訂正していただきたいのと、あと5ページ目の町のところ「上五島町」としているのを「新」を入れて、そちらの方を訂正させていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたけれども、課長においては大変面倒な調査を依頼いたしました。心からお礼を申し上げたいと思います。全体的に質疑、不明な点、何か聞きたいということございませんか。いろいろ中身の議論は別として、この表についての疑問を。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

長与町のところで、産業文教常任委員長にはもう一つ、それがどういう委員会になるのか分からないんですけど、農業の振興協議会か何かの充て職で必ず来るところがあるんですけど、それはここに入らない形になるのか、ちょっと尋ねたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

青田課長。

○議事課長兼監査事務局長（青田浩二君）

長与町農業振興協議会は、令和3年度から議員の選出が無くなっております。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

申し合わせ等のところの欄に、法律で定める者以外は就任しないとかなという書き方になっているんですが、最後のページの表の中で、法定委任に係る部分というのはどれとどれかというのが分かりますか。法に基づいた委任に係るものはどれなのか。

○委員長（岩永政則委員）

青田課長。

○議事課長兼監査事務局長（青田浩二君）

監査委員につきましては地方自治法に、あと都市計画審議会。以前、民生委員推薦会というのがあったんですけども、今はもう県の取扱要綱で定めております。

○委員長（岩永政則委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

4ページの長与の分ですけれども、下から2段目の福祉協議会の理事で、副議長ってはっきり選任内容になっていますけれども、前は議長の名前でずっと、交代したら自然的に来たような気がしていたんですけれども。いつから何か規定が、副議長に変わって議長は除く、何かそういう取り決めが無いような気がするんですけれども、何かそういう交代の規約改正か何かあったんですか。ちょっとそここのところの説明をお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

それでは議長から。

山口議長。

○議長（山口憲一郎議員）

私も定かではないんですけれども、過去に戻れば西田議長がおられるときに、それまでは議長の充て職という形でずっと議長が出ておられたんですけれども、どういう経過になったのか分からないんですけれども、そのあとに、今の西岡副議長がまだ、今副議長ですけれども役員の方に入っておられましたので、私のときになってから、福祉協議会の方から1人出していただけないかということでありましたので、私の方が、西岡副議長が内容が分かっているので「そっちの方に出していただけませんか」ということで、今回はそのようにして出てもらっている次第であります。過去は今、吉岡委員が言われるように、議長の充て職のようになっていたというのは私も聞いておりました。どのようにしてそういう流れが変わったのか、私も定かじゃございません。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

これ事務局は全然タッチせずに、異動というか、自然に、議長が替わりましたから福祉協議会の方に訂正方お願いしますとか、何かそういう事務的なことは事務局の方では全然タッチしてないのかどうか、ちょっとそここのところを。今までもしてないし、今後もしないのか。ちょっとそういうところの、何かもう分からずじまいに来ているものだから、はっきりしとったらいいかなと思ってちょっとお聞きしますけれども。

○委員長（岩永政則委員）

事務局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

この表の先例による選任というところにつきましては、議会に各団体の方から議員を出してくれという依頼がまいります。その依頼に対して先例に従って選任をしてきているというのが現状でございます。事務局としては、依頼を受けて議長に「依頼が来ます」ということでお話をして、これまでは先例に従ってこういう形で選任を、そのまま委員長とかを出してきているというのが現状でございます。

○委員長（岩永政則委員）

今の特定のものにつきましては、先程議長が答弁しましたような経過で今なっているということだけ理解をしていただいて、今後どうあるべきかを今から協議をしていくということですので、経過等についてはいろいろあるようでございますけれども、議長の発言で御理解をいただきたいというふうに思います。

別に質問はありませんかね。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

先程、報酬を受けている団体について、長与町関係分だけで結構なんですけども分かりませんか。どの団体は報酬が出ているというのが。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を再開します。

他に質疑はないですね。それではこれで質疑は終わりにしたいと思います。

そこで、初めに第1点目の町長の諮問機関の委員就任についてということから入っていききたいと思いますけども、休憩をとって意見交換をしたいと思います。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

本日2番目の町長の諮問に関する諮問機関の委員の就任並びに報酬を受ける団体等の役職辞退についてという件について、種々協議をいただいたわけですが、次回にまた繰り下げて御検討いただくということにしたいと思います。なお、先程決めていただきました長与町議会の運営に関する基準の会規89、これにつきましても同じように、最初にこれから話を進めていきたいというふうに思っておりますので、よくよくお考えいただきまして御発言、御決定をよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。そういうことで、本日はこれにて閉会といたします。どうもお疲れさまでした。

（閉会 12時05分）